

桶川市生活保護世帯水洗便所設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護世帯に対し下水道処理区域内に設けられている便所を水洗便所に改造するために要する資金の一部を補助することにより、水洗化の普及促進を図り、もって福祉の増進と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている世帯をいう。
- (2) 下水道処理区域内 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、下水道処理区域内において便所が設けられている建築物の所有者で、生活保護世帯とする。

(補助の対象となる工事)

第4条 補助の対象となる工事は、既設の便所を水洗便所に改造する工事（下水道法第10条第1項に規定する排水設備の設置工事を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の工事に要する費用を対象とし、毎年度予算で定める範囲内の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の桶川市水洗便所設置費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査の上補助金の交付をするか否かを決定し、その旨を様式第2号の桶川市水洗便所設置費補助金交付決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

（工事の実施）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は速やかに水洗便所設置工事を行わなければならない。

（工事完了届）

第9条 前条の規定により水洗便所設置工事を行った者は、工事が完了したときは、速やかに様式第3号の桶川市水洗便所設置工事完了届により、市長に届け出なければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、工事の検査を実施し、検査に合格したときに補助金を交付する。

（受領委任）

第11条 交付決定者は、水洗便所設置工事を行った工事店に補助金の受領を委任するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金交付の委任を受けた代理人は、前条の規定による委任状を兼ねた様式第4号の桶川市水洗便所設置費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付取消又は減額）

第13条 市長は、補助金の交付決定のあった日以後に生活保護の廃止等が生じたときは、補助金の交付を取消し又は減額することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消し、又は減額の決定をした場合すでに補助金が交付済であるときは、その全部又は一部を交付決定者に対し期限を定めて返還させることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。